

# 岩手県立一関第二高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

(基本的な考え方)

いじめは、人として決して許されない行為である。いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要がある。したがって、本校では、学校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対して組織的な取り組みを進める。全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの問題に関する生徒の理解を深め、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示し、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいくこととする。

## 2 いじめの未然防止のための取り組み

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員・生徒及び保護者等関係者間での認識の共有と対策の徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権に関わる重大な問題である。

イ いじめは、全ての生徒に関係する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

ア いじめられている生徒の立場に立ち、いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で指導する。

イ 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど、望ましい集団づくりとあわせて指導する。

エ 生徒会執行部や生活委員会の自主的かつ日常的な活動として、いじめのない学校づくりに取り組むよう促す。

### (3) いじめの問題への対応

ア いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

エ いじめの防止やいじめの対処等に関する措置を組織的実効的に行うため、学校長の指導のもと校内に「いじめ対策委員会」（以下「委員会」と記す）を設置する。構成メンバーは、校長、副校長、生徒指導主事（委員会主任）、保健主事、教育相談主任、養護教諭、年次長、当該クラス担任とし、必要に応じて関係教科担任、部活動顧問、学校医、スクールカウンセラーも加わるものとする。なお、この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

オ 「委員会」は、いじめの未然防止、早期発見、事案対処の取組及び校内研修の企画・実施等、年間を通じたいじめ対策の中核を担う。

### (4) 「学校いじめ防止基本方針」の周知

この基本方針について、学校ホームページ等、生徒・保護者・地域住民が基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、PTA入会式時（入学式後）・各年次PTA・三者面談時に生徒・保護者に説明する。

### (5) 生徒会を中心とした主体的な取り組み

生徒たちが、いじめに対しての問題意識を持ち、主体的な態度・姿勢で取り組む。生徒会を中心に、自分たちで未然防止するための活動を積極的に展開できるように、環境をつくり、取り組みを促していく。

## 3 早期発見の取り組み

### (1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

ア 生徒対象 生活に関するアンケート調査 年4回（6月、9月、11月、2月）

イ 保護者対象 生活に関するアンケート調査 年2回（7月、12月）

ウ 三者面談を通じた学級担任による生徒、保護者からの聞き取り調査（7月、12月）

### (2) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行い、厚生課教育相談室と協力し合い進めていく。

ア スクールカウンセラーの活用

イ 教育相談室の活用

ウ 一人一台端末を用いた副校長への相談

### (3) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する会議を月1回実施するとともに、教職員が積極的に研修に参加できる態勢を整え、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

### (4) 情報の共有と早期対応

アンケート調査や個人面談などにおいて、生徒が自らSOSを発信することおよびいじめの情報を教職員に報告することは該当生徒にとって大きな勇気を要するものであることを理解し、得られ

た情報に対して迅速に対応することを徹底する。いじめに関する情報を抱え込むことはいじめ対策推進基本法の規定に違反しうるものであることを踏まえ、速やかな情報共有を図る。

## 4 いじめに対する措置

- (1) いじめに係る相談・情報提供を受けた場合は、当該担任もしくは当該顧問が中心となって、すみやかに事実の有無の聞き取り等を行い、「委員会（生徒指導主事が主担当）」に報告する。
- (2) 「委員会」はいじめの事実関係を確認し、いじめの認知について判断する。また、以下の措置（3）～（8）の具体的方針を決定する。
- (3) いじめの事実が確認された場合、は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (5) 「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要がある」と認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (6) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (7) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (8) いじめの解消とは、いじめにかかる行為がやみ、かつ被害生徒が心身の苦痛を感じていない状態であることを踏まえ、当該いじめの被害生徒および加害生徒について日常的に注意深く観察を行う。
- (9) 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、携帯安全教室を生徒のみならず、保護者向けに開催する。

## 5 重大事態への対処

いじめの中には、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」（名称を「特別いじめ対策委員会」とする）を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

### (1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、いじめ防止対策推進法（第28条）に基づいて次のとおり定義する。

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合等）

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安、一定期間連続して欠席しているような場合）

### (2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ対策委員会において重大事態と判断した場合は、速やかに県教育委員会に報告する。また、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報収集及び記録担当者の決定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム「特別いじめ対策委員会」の編成
- (ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A役員及び同窓会等との連携
- (オ) 関係生徒への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校生徒への指導

#### イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

#### ウ 再発防止への取組み

- (ア) 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組みの見直し、改善策の検討・策定・実施

## 6 学校評価

取り組みの検証と実施計画等の見直しを適切に行うため、「いじめの未然防止の取り組み」、「いじめの早期発見に関わる取り組み」に関することの2点を学校評価の項目に加え、自校の取り組みを評価する。

## 7 いじめ防止体制

### (1) いじめ対策委員会

#### ア 構成

校長、副校長、生徒指導主事、保健主事、教育相談主任、養護教諭、当該年次長、当該クラス担任、(必要に応じて関係教科担任、部活動顧問、学校医、スクールカウンセラー)で構成し、委員長は校長があたり、生徒指導主事を主任とする。

#### イ 役割

いじめの未然防止、早期発見、事案対処の取組及び校内研修の企画・実施等

### (2) 特別いじめ対策委員会（重大事態発生時）

#### ア 構成

校長、副校長、生徒指導主事、保健主事、教育相談主任、養護教諭、関係担任（関係部顧問）、各年次長、必要に応じて校長が任命する専門家（スクールカウンセラー等）、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者で構成し、委員長は校長があたる。

#### イ 役割

- (ア) 事実確認、情報収集、情報提供
- (イ) 関係生徒への事後観察と支援
- (ウ) (状況によって) 一般生徒等のメンタルヘルスケア

※校長、副校長、養護教諭、教育相談主任、スクールカウンセラー等によるサポートチームの編成

### 附 則

本方針は、令和6年4月1日より施行する。